

阪南町埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ

神光寺跡発掘調査報告書

——大阪府泉南郡阪南町石田所在——



昭和57年3月

阪南町教育委員会

は し が き

大阪府泉南郡阪南町には、先人たちから受け継いだ、貴重な文化遺産が数多く存在しています。昭和54年11月に、「広報はんなん」の中でも紹介致しましたように、阪南町には約22ヶ所以上の文化財や埋蔵文化財包蔵地が存在しています。そしてその中には、箱作の賀茂神社本殿や石田の波太神社三十六歌仙扁額、自然田の玉田山上方下円墳など、建造物・絵画・史跡の各分野にわたって、大阪府の指定文化財が含まれていることも周知のとおりです。

神光寺跡は、本来、寺院址の推定地ですが、今回の調査では、直接神光寺そのものにかかわるような遺構ではなく、それよりもずっと古い時代の弥生時代中期(約2000年前)のお墓が検出されました。学者や研究者のあいだでは「方形周溝墓」と呼びならわされているお墓ですが、泉南方面では現在のところ、発見例の非常に少ない墳墓のひとつといわれています。今後の弥生時代の墓制、とりわけ泉南方面における墓制を研究していく上で、貴重な意義深い資料となることは確かです。勿論、調査の成果はこれだけにとどまらず、内容は近世にまでおよびますが、それらの具体的内容については、報文の中で詳しく取り扱われることでしょう。

昭和55年度における神光寺跡発掘調査は、主に原因者負担の調査でありましたが、その成果を公的なものにするために、阪南町では昭和56年度事業のひとつとして、町独自に印刷製本費を予算化し、整理事業を実施して参りました。そして出来あがったのが、この「神光寺跡発掘調査報告書」であります。

一冊の書物をつくりあげるということは、なかなか骨のおれる仕事ではありますが、完成に至るまで終始惜しみなく御協力下さいました大阪府の担当者の方、そして調査関係者の皆さま方すべてに対しまして、心より感謝申しあげる次第であります。

昭和57年3月

阪南町教育委員会

教育長 常盤木 督 雄

例 言

1. 本書は、昭和55年度に阪南町教育委員会社会教育課が実施した、分譲住宅建設に先立つ「神光寺跡」発掘調査の報告書である。
2. 調査は、派遣依頼により、大阪府教育委員会事務局文化財保護課技師久米雅雄がこれを担当し、第Ⅰ調査区に関しては昭和55年5月19日から6月4日まで、第Ⅱ調査区に関しては9月26日から10月3日まで、また第Ⅲ調査区に関しては11月25日から12月26日までの期間、調査を実施した。
3. 調査に際しては、川西淳一、辻本智加雄、前俊雄、南直樹、池宮仁、岩永静雄、浮舟明快、大塚邦一、角井久七、堺常雄、野村伝治、前田勇、村田稔、辻本智子、弘中真理子諸氏の協力をえた。記して感謝の意をあらわすものである。
4. 調査経費については、原因者である丸栄建設株式会社がこれを負担した。代表取締役高森謙次氏、専務取締役矢沢治幸氏以下、調査に深い御理解と協力を示して下さいた関係者の方々に、心からお礼を申し上げる次第である。
5. 本書の執筆は久米が担当し、調査期間中の実務連絡については、阪南町教育委員会社会教育課の根津肇正、南久雄がこれにあたった。

本文目次

第 1 章	位置と環境	P. 1
第 2 章	神光寺略史	P. 2
第 3 章	調査報告	P. 4
	A) 第 I 調査区	P. 4
	1) 層位	
	2) 遺構	
	3) 遺物	
	4) 小結	
	B) 第 II 調査区	P.10
	1) 層位	
	2) 遺構	
	3) 遺物	
	4) 小結	
	C) 第 III 調査区	P.12
	1) 層位	
	2) 遺構	
	3) 遺物	
	4) 小結	
第 4 章	まとめ	P.15

図 版 目 次

図版第一	神光寺跡と周辺遺跡
図版第二	昭和55年度調査区位置図
図版第三	第Ⅰ調査区全景
図版第四	第Ⅰ調査区方形周溝基
図版第五	第Ⅰ調査区周溝内遺物出土状況
図版第六	第Ⅱ調査区遺構検出状況
図版第七	第Ⅱ調査区土城内遺物出土状況
図版第八	第Ⅲ調査区遺構検出状況
図版第九	第Ⅰ調査区出土遺物
図版第十	第Ⅱ調査区出土遺物
図版第十一	第Ⅲ調査区出土遺物
図版第十二	第Ⅰ調査区遺構平面図
図版第十三	第Ⅱ調査区遺構平面図
図版第十四	第Ⅲ調査区遺構平面図
図版第十五	出土遺物実測図・拓影
挿図 1	第Ⅰ調査区層位断面図
挿図 2	第Ⅰ調査区出土石臼拓影図
挿図 3	第Ⅱ調査区層位断面図
挿図 4	第Ⅲ調査区層位断面図

神光寺跡発掘調査報告書

—大阪府泉南郡阪南町石田所在—

久米雅雄

第1章 位置と環境

神光寺跡は、大阪府泉南郡阪南町石田に所在する。現地は、通称「信長街道」を分界道として、丁度、蓮池遺跡の反対側の、標高26～30m前後の台地上に立地している。

周辺部には、今述べた重源上人による拡張工事の所伝のある蓮池遺跡のほか、三昧谷遺跡、石田山遺跡、岩崎山遺跡、寺田山遺跡などが所在する(図版第一)が、しかし、その内容はと言えば、現下のところ殆んど明らかになっていないというのが実情である。そして、阪南町下における既往の調査の中で、概要もしくは報告書を伴う調査と言えば、自然田地区における「玉田山古墳発掘調査概要」(昭和36年12月、玉田山古墳発掘調査団)、「大阪府泉南郡阪南町自然田地区埋蔵文化財分布調査報告書」(昭和48年3月、〈財〉大阪文化財センター)、鳥取地区における「泉南郡阪南町鳥取地区埋蔵文化財分布調査報告書」(昭和51年3月、〈財〉大阪文化財センター)、箱作地区における「淡輪・箱作海岸地区海岸環境整備事業に伴う田山遺跡試掘調査報告書」(昭和54年1月、〈財〉大阪文化財センター)などに集約される、二、三の調査例をあげるとどまる。その他の調査報告は未刊である。

さて、上にのべた周辺部の遺跡のうち、蓮池遺跡と三昧谷遺跡については、鳥取地区の分布調査報告書が幾つかの貴重な資料を提示している。いずれも表面採集資料ではあるが、蓮池遺跡からは有舌尖頭器、凹基式の石鏃、弥生時代中期の土器、古墳時代から奈良時代にかけての須恵器、他に土師質土鏃や製壺土器、中世の瓦器小皿や土釜、瓦などの採集が報告されている。一方、三昧谷遺跡の場合も、凹基式並びに凸基式の石鏃をはじめとして、須恵質円筒埴輪片、古墳時代から平安時代にかけての須恵器片、常滑・備前などの中世陶器、五輪塔空輪部分の採集などが報告されている。

これらの資料は、神光寺跡の環境把握を行う上で、極めて有用な資料である。

第2章 神光寺略史

さて、神光寺跡という名称であるが、これは恐らく、元禄年間に書かれたといわれる堯延親王の筆になる社伝「波太宮八幡宮由来由記」や、その後昭和33年になって刊行された「東鳥取村史」中の記事などを勘案して名づけられたものと思われる。

これらの史料によって神光寺の略史をみれば次のとおりとなる。神光寺は先ず、清和天皇の貞観元年（859年）、南都大安寺の僧行教によって、波太神社の神宮寺として開基される。但し、この時の所在地は、現在の石田ではなく、鳥取川（井関川）上流の桑畑村であった。そして、この桑畑村がかつての畑村（波太神社の名はこの畑村に由来する）であったことは、文禄3年（1594年）の桑畑検地帳中の「日根郡鳥取庄畑村」なる記載からも明らかである。

その後、この畑村所在の神光寺が、波太神社と共に平安時代、鎌倉時代を通じて隆盛をきわめたことは、延長5年（927年）に藤原忠平によって完成された「延喜式」神名帳が、波太神社を式内社として記していることや、そのほか、正平年間（1346-1369年）に書かれた「東草集」が、その祭文の中で、波太（波多）神社を総社的に扱い、他の五社、すなわち、噴岫（男神社）、山本（玉田天王社）、若宮（神明神社）、奥王（指出森八幡社）、御前（石田天神社）の五社を末社的に位置づけていることなどからも、容易にうかがわれるところである。

ところが、南北朝時代の末、天授年間に至り、それまで繁栄をきわめていたこれら波太神社並びに神光寺が、突如、一大災厄に見舞われることになる。

すなわち、長慶天皇の天授6年（1380年）、室町幕府三代将軍足利義満は、南朝方を掃討するため山名氏清ら諸将を派遣し、特に、楠木、和田両氏の後継であり、土丸城に拠って抵抗を続けていた橋本正高を貝塚付近で討ちとり、そのあと急速に南下し、鳥取氏をも徹底的にうちたたくのであるが、このおり畑村所在の波太神社並びに神光寺を灰燼に帰せしめてしまうのである。このようにして、一度、神光寺および波太神社は完全に焼失してしまうのである。

しかし、旧来の和泉における伝統的中心的寺社のひとつが、その後、そのままに放置され、等閑にされるというような事態は、ある筈がなかった。

続く北朝の永徳年中(1381-1383年)には、早速再建の議がおり、郷内の耆者等36人が力を出しあい資財をなげうって、その復興に寄与している。

但し、ここで注意を払っておきたいのは、再建の地が旧地畑村ではなく、南山下の石田に移ったという事実である。そして、このおりに貝掛の指出森八幡宮も波太宮に合祀されているが、このことによって従来の畑村への、或いは指出森への参詣の不便さがここに一挙に解決されたということである。

さて、ここまでが神光寺跡を石田に求める文献的根拠であるが、蛇足ながらその後の神光寺、波太神社の経緯や歴史を知ろうと思うならば、寛永21年(1644年)に、神光寺寓住沙門尊昭の著した「泉州日根郡鳥取縣大宮八幡宮由来由記」などを参考にすることができる。細部に至るまで厳密さをきわめた文献とはいいがたいが、元龜年間(1570-1572年)における波太神社の願廃と再建のこと、天正5年(1577年)における信長の紀州雑賀攻めの際、本陣となったこと、天正13年(1585年)秀吉の根来攻略のおり、神光寺、波太神社等が再び焼失したこと、寛永15年(1638年)に波太神社本殿が再建されたことなど、社伝「波太宮八幡宮由来由記」には見えぬ貴重な記事が幾つかみえている。その他の史料によって知りうる、明治18年(1885年)に至るまでの葺替の件、神光寺本堂の山中村地福寺への移築の件などについては、直接、神光寺跡の命名由来とは関係がないので、説明を省略する。

以上、簡単に神光寺の略史を述べてきたわけであるが、それは、なによりもこの経緯を説明することによって、石田所在の神光寺跡が創建時の寺院址ではなく、移建後の、しかも南北朝時代末期よりは新しい時代の寺院址である筈だということを確認しておきたいためである。「大阪府文化財分布図」の「地名表」の中には、「神光寺跡、寺院跡、平安時代、石田所在、綱目瓦」との記述があるので、もしこれをみて、石田の土地に移建前の、すなわち平安時代の神光寺跡を求めようとするのであれば、それはひとつの大きな錯誤となるであろうから注意を促しておきたい。石田の土地に求めるべきは、移建後の、南北朝時代末期以後の寺院址である。

第3章 調査報告

さて、昭和55年度における調査区は、全体で三ヶ所あったが、届出および調査の順序にしたがって、それぞれを第Ⅰ調査区、第Ⅱ調査区、第Ⅲ調査区と名づけた。以下、各調査区の調査内容を報告することとする。

A) 第Ⅰ調査区

神光寺跡第Ⅰ調査区は、阪南町石田255-1に所在する(図版第二)。面積は約1647㎡であるが、分譲住宅の建設に先立って、特に擁壁予定部分を中心に調査をすすめた(図版第三上)。

1) 層位

第Ⅰ調査区における層位は、基本的には耕作土、床土、灰黄色土層、黄灰色土層、黄色粘質土層の順序で形成されている。一部、場所によっては床土と灰黄色土層のあいだに、厚さ1~1.5cmほどの薄い赤黄褐色の土層をもつところもあるが、必ずしも調査区全面にわたって一様に拡がっているわけではない。



挿図1 第Ⅰ調査区層位断面図

このうち、先ず床土下の灰黄色土層であるが、この層は、瓦器塊、瓦器小皿、羽釜、白磁、瓦質土錘などの種々の遺物破片を含む、きわめて中世色の濃厚な包含層である。また、その下の黄灰色土層は、若干の瓦器片などを含みはするが、須恵器片、ことに高台のついた須恵器片などを出土する、古墳時代から奈良時代にかけての遺物包含層である(図版第九上)。そして遺構が明確に検出されるのは、この黄灰色土層の下、黄色粘質土層上面においてである。

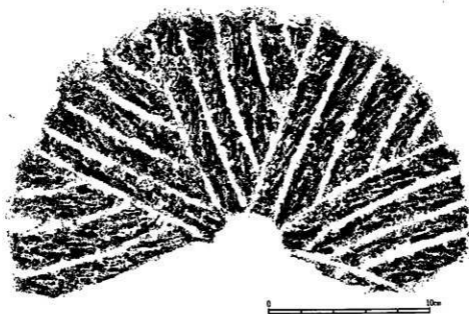
2) 遺構

第Ⅰ調査区の遺構は、今のべたように、黄色粘質土層上面において検出されるのであるが、同一平面上において、境界石遺構、溝状遺構、ピット、そして方形周溝墓などを確認することができた(図版第十二)。

イ) 境界石遺構

境界石遺構は、第Ⅰ調査区の西南端から東北方向へ伸び（図版第三下）、50 m程いったところで東南方向へ向きをかえてのびる、現在の地割境界とほぼ共通したならびをもつ遺構である。ただ東北方向へ伸びる境界石が、190~200 cmくらいの間隔をおきながら並べられているのに対し、その軸列から約110°東へふれる境界石の並びは、間断なく敷きつめられているという点で異っている。そしてこのことは、当該調査区の北接区と西接区との分界設定の時期が、互いに相異していることの証左として把握することができるかもしれない。

この境界石遺構の年代については、境界石埋置のための掘削が、少なくとも中世遺物を多数かんでいる灰黄色包含層の上面よりおこなわれていることや、境界石の中に一個、「魂ぬき」のため二つ割りして廃棄された、八分角五溝の石臼が検出されていること、また覆土である淡灰色泥土中より染付茶碗の破片が出土していることなどを総合して、ほぼ中世の末期から江戸時代後期の頃にかけて機能していた境界石ではないだろうかと考えている。



挿図2 第Ⅰ調査区出土石臼拓影図

当然、境界石の年代がこのようであれば、太閤検地（古検）やその後の慶長・元和以後の検地（新検）との関わりも追究していかなければならないのであるが、生憎、境界石自体もその後に若干移動したのではないかと思われるものも幾つかあって、果してそれが6尺3寸四方を一步とする古検の尺度にのっとった時代のものであるのか、それとも6尺四方を一步とする新検の尺度にのっとった境界石の配置であるのかについては、現時点では確言できない。より資料条件のととのったところで結論を出したいと思っている。

ロ) 溝状遺構

溝状遺構は、先程の東北方向へ伸びる境界石遺構とはほぼ平行にはしる幅10～30cm前後の小溝である（図版第三下）。深さは浅いところで5～6cm、深いところで10cmほどある。出土遺物としては、瓦器の破片が数点あげられるのみであるが、破片が小さくて、時期の細かい判定はできない。もしこの小溝を境界溝として把えるのであれば、僅かではあるが、中世から近世の時期にかけて、境界線が少しく西北方向へ移動した事実をも知ることができる。なお、この他に、この境界溝自体をきる別の小溝が確認されていることも、つけ加えておく必要がある。

ハ) ピット

調査区の西南端で、若干のピットが検出された（図版第三下）。直径は10cm内外のものが多く、深さは8cm程度あるが、ピットの時期は、出土遺物がなかったため不詳である。そして調査の範囲内では、明確な建物遺構を復元することはできなかった。ピットの、他の用途をも想定する必要があるかと思われる。

ニ) 方形周溝墓

第I調査区の遺構検出の中で、特にとりあげなければならないのは、同じ黄色粘質土層上面において、コの字型に溝のめぐる方形周溝墓が、一基確認されたということである（図版第四上）。この周溝墓の大きさは、周溝部分の外側で測ると一辺約11m、方台部径だけの長さでも約8mを測る。周溝は全周せず、陸橋部と思われるところが、少なくとも2ヶ所はある。溝幅は広いところで約180cm、狭いところで約70cm、溝の深さは約15～20cmと浅い。盛

土や主体部は、強度の削平をうけているため検出されなかった。

周溝内からの出土遺物としては、多数の弥生式土器をあげることができるが、細片が多い。土器の特徴としては、口縁部に円形浮文や櫛描波状文をもつ甕形土器、把手のついた水差形土器などが中心であるが、時期はおしなべて、弥生時代中期後半（第Ⅲ～第Ⅳ様式）に属するものようである（図版第四下、第五、第九下）。

また、これらの遺物の出土状態は、土器が溝内底部にはりついた状態で出土するのではなく、溝内に堆積している土層（下層は黄灰色粘質土、中層は暗灰色粘質土、上層は黒灰褐色粘質土より成る）のうちの中層に集中して見いだされ、しかも細片が多いので、果して、埋葬時における供献土器として扱えてよいかどうかは疑問である。

3) 遺物（図版第十五）

第Ⅰ調査区から出土した遺物の概略については、層位、遺構との関連ですでに述べた（図版第九）が、以下、実測図および拓影図によって若干の補足説明をする。図版第十五のうち、1から10までが第Ⅰ調査区にかかわる遺物実測図および拓影図である。1から6までが包含層出土遺物、7から10までが、方形周溝墓内からの出土遺物である。

1は、瓦質の土錘である。外径は少なくとも4.0 cm以上、また土錘孔の径は1.4 cmをはかる。内外面ともに茶黒色をしており、断面は灰色である。

外面は、ヘラ削りによる整形をしている。胎土は比較的良く、一部赤色粒をかんでいる。

2は、紡錘形の土錘である。長さは約3.8 cm、外径は1.0 cm、また土錘孔の径は3.2 mmほどで、しかも位置的には中央から偏している。色調は、淡灰茶黄色をしており、外面に一部黒斑がある。指ナデ調整がほどこされており、胎土のありようは、周溝内出土の弥生式土器のそれに似ている。

3も、同じく土錘（土師質）であるが、色調や胎土のあり方は2とは異っている。全長4.2 cm、外径は1.1 cm、土錘孔の径は3.0 mmほどで、ほぼ中央を貫通している。色調は茶褐色で、焼成も堅緻である。指ナデ、指オサエのあとがのこっている。

- 4は、瓦器塊の底部である。高台がめぐっており、底部外面は灰黒色、内面は黒褐色をしている。高台径は5.1cmをはかり、胎土は密であり、焼成も良好である。指ナデによる調整をしている。
- 5も、同じく瓦器塊底部である。高台は「ハ」の字型に開くが、つくりは、しっかりした良好なものである。底部外面は黒色、内面は黄褐色で、高台径は5.2cmである。胎土、焼成ともによい。指ナデ、指オサエの技法によっている。
- 6は、土師質の灯明皿である。口縁径は約8.2cmで、色調は灰黄褐色を呈しており、内外面ともに指ナデ、指オサエのあとをみることができる。外面の一部と内面の殆んど全般にわたって、黒斑が観察される。
- 7は、方形周溝墓内から出土した、弥生式土器の底部である。底部径は約5.5cm、外面は灰赤色、内面は灰褐色をしており、胎土は1~2mm前後の白色砂粒、黒色砂粒を含んでいる。底部面の $\frac{3}{4}$ ほどの範囲にわたって、黒斑がみられる。指ナデ調整。
- 8は、壺形土器の口縁部である。口縁径は約23.7cmで、淡灰茶黄色をしており、胎土中に1~2mmの大きさの白色砂粒を含んでいる。全体に剝離がすすんでいるが、口縁部の円形浮文は明瞭にのこっている。指ナデ調整、一部に指オサエのあとがみられる。
- 9は、壺形土器の胴部破片である。淡灰色をしており、外面に黒斑がある。胎土には白色砂粒と金雲母がふくまれている。櫛描波状文がほどこされておき、指ナデ調整の技法が用いられている。
- 10は、同じく壺形土器の胴部破片である。外面は淡灰茶色、内面は黒色を呈しているが、9と同様、1~2mmの白色砂粒と金雲母を胎土中に含んでいる。櫛描直線文と櫛描波状文が施文されている。指ナデ、指オサエ調整によっている。

以上が、第I調査区出土遺物の説明である。

4) 小 結

さて、これまでみてきたように、第I調査区においては主に、中・近世の境界石遺構、中世の溝状遺構、そして弥生時代中期の方形周溝墓の存在が明らか

となった。

境界石遺構に関していえば、果してそれが検地の実施とどのようにかかわっているのか、桑畑に文禄3年(1594年)の検地帳が残存していることは先に述べたとおりであるが、一地一作人の原則を導入したといわれるこの検地の実施と、耕作地遺構そのもののあり方が具体的にどのような結びつきをもっているのか、それを追究していくことが今後のひとつの課題となろうかと思う。

また、この問題をとくためには、境界石に転用された石臼自体の年代を確定していくことも必要な作業のひとつとなるが、現在のところ、石臼の考古学的編年観は未だ確立されておらず、摸索の途上にあるというのが実情である。石臼の研究については、三輪茂雄氏の「ものと人間の文化史 — 臼 — 」という労作があるが、それによれば、粉挽き石臼の一般的普及は、従来は江戸時代中期以後のこととされてきたものの、近年では福島県中村館遺跡、東京都八王寺城跡、福井県一乗谷朝倉氏遺跡など、中世遺跡からの発掘例が増加しており、「甲陽軍鑑」や「落葉物語」の中の記載とも相俟って、粉挽き石臼の百姓への普及の時期は、天正年間の時期にまでさかのぼらせてよいのではないかということになりつつある。

それでは、神光寺跡出土の石臼はどのように位置づけることができるのだろうかということになるのであるが、八分角五溝の石臼といっても、たとえば同志社大学校地出土の白片(同志社女子大校地出土白片および新町別館出土白片)が示すように、室町期のものと思われるものも、江戸時代後期に属すると思われるものも両方が検出されており、しかも時代に対応する形態差はさほど大きくはなく、それだけに現時点では、石臼のみの遺物資料をもって適確な年代を言いあてることは、むづかしいことのように思われる。従って、検地に関する大胆な発言をすることも、ここではさし控えるべきであると考えらる。

中世の小溝については、この溝の性格も判然とはしないが、よく見られるような小溝が何本も平行に走るウネあと、ミゾあとのとぐいではなく、単独溝であり、或いは列石遺構と同様、境界溝としての機能を果していた溝であるかもしれない。もし、そうであるならば、時代の変遷に伴う、境界の微妙な変化をも復元することができることになる。

弥生時代中期の方形周溝墓に関していえば、こういった方形周溝墓の検出の例は、泉南方面では、未だそれ程多くはない。現在まで、岸和田市の栄の池遺跡や畑遺跡を除けば、僅かに泉南市の向井山遺跡（第Ⅲ～第Ⅳ様式）が報告されているのみである。今まで、泉南方面での弥生時代の墓制や、それに伴う集落のあり方は殆んど明らかにされていないというのが実情であるので、今回の阪南町における方形周溝墓の検出は、泉南地域における弥生時代中期の墓制のあり方の一端を示していて、貴重な発見であるといえよう。

B) 第Ⅱ調査区

神光寺跡第Ⅱ調査区は、阪南町石田254-1に所在する（図版第二）。面積は約704㎡で、丁度、第Ⅰ調査区の南側に隣接している調査区である。そして、この地の一郭に営業用倉庫がたてられるというので、事前の調査を実施した次第である。

1) 層位

神光寺跡第Ⅱ調査区における層序関係は、挿図3が示すように、若干の盛土があり、その下に、耕土、赤黄褐色土層、黄灰色土層、黄色粘質土層、礫混青灰色粘質土層があるという順序で、ほぼ第Ⅰ調査区と同じ層序を観察することができた。



挿図3 第Ⅱ調査区層位断面図

このうち黄灰色土層が包含層であり、この層からは糸切底の土師小皿や鉄鉢、鏡型土製品、環状鉄製品、鉄釘、平基無茎式石鏃、蛤刃石斧など、数多くの遺物が出土した（図版第十上）。この黄灰色土層直下の黄色粘質土層上面が、遺構の確認できる面である。

2) 遺 構

第Ⅱ調査区においては、中世の溝状遺構、ピット、そして弥生時代の土壌が検出された(図版第六、第十三)。

ホ) 溝状遺構

溝状遺構は、幅20～30cm、深さ3cmほどの削平された小溝で、ほぼ磁北方向に重なるかたちで4条確認されている。恐らくウネあと遺構の一部と思われるが、溝内から若干の瓦器片が出土する。但し、細片であるため、厳密な時期を確定することはできない。

ヘ) ピット

この調査区においても、第Ⅰ調査区と同じくピットが幾つか確認されている。直径10cm前後のピットが多いが、建物跡を復元するのは困難であり、一時的用途のための、簡易な施設跡とみた方がよいと思われる。時期は、遺物を伴わなかったため、不明である。

ト) 土 壌

第Ⅱ調査区の中においても、弥生時代に属する土壌を検出することができた(図版第七)。平面形は不定形であるが、深さは土壌中央部で、約35cmあった。土壌の中にはいりこんでいる土は、周溝内の堆積土と酷似していて、黒灰褐色の色調を呈するが、しかし、位置的にも形態的にも、第Ⅰ調査区で検出した周溝墓の一部を構成する遺構ではない。その点、周溝墓とは全く別性格の土壌を想定すべきであり、弥生時代中期の土器が、土壌内に散在していること(図版第十下)や、しかも、土器が土壌中央底部に貼りついて検出されることなどから、この土壌に、土壌墓という性格を賦与するよりは、意識的に土器を投棄した場所(土器溜)として扱った方がよいのではないかと判断している。

3) 遺 物(図版第十五)

第Ⅱ調査区で出土した遺物の主なものは、図版第十に示したとおりであるが、このうち実測図をとった、二、三の遺物について説明を加えておきたい。

実測図中、第Ⅱ調査区にかかわるものは、11から13までの遺物である。うち11、12が包含層から出土した遺物であり、13が土壌から出土した遺物である。

11は、硬質の土師小皿であり、径は約7.9cmほどある。黄灰赤色をしており、胎土もよく、焼成は堅緻である。内外面とも、ロクロ撫デの技法によって調整されており、底部は糸切底である。ロクロの回転方向は、左廻りである。

12は、直径6.0cm前後の、鏡型土製品である。黄灰褐色を呈しており、手ずくねの土製品であり、整形は粗雑である。背面に簡単なへう文様がほどこされており、鈕部は、指でつまみあげるようにしてつくられている。祭祀にかかわる遺物であると思われる。

13は、土壌から出土した、弥生式壺形土器の口縁部である。口縁径は18.6cm、淡茶褐色の器壁の比較的薄い土器で、胎土中には赤色粒がみられる。口縁部に沈線文が認められるが、全体に剝離、摩耗が著しい。

以上が、第Ⅱ調査区出土遺物の補足説明である。

4) 小 結

このように第Ⅱ調査区では、溝状遺構やピット、そして弥生時代の土壌が検出された。ことにこの土壌の検出によって、第Ⅰ調査区における方形周溝墓の確認の成果と共に、石田における土地開発と定住生活の開始が、少なくとも弥生時代中期(約2000年前)にまでさかのぼりうる事が、明らかになった。

また、直接、遺構に伴って出土した遺物ではないものの、鏡型土製品や環状鉄製品などの出土によって、調査区近隣に古墳もしくは祭祀遺構の存在した可能性も否めなくなった。今後の調査によって、この点は明らかにされよう。

C) 第Ⅱ調査区

神光寺跡第Ⅲ調査区は、阪南町石田256-1に所在する(図版第二)。面積は約891㎡で、昭和55年度の調査区としては、もっとも東北部に位置する。同じく分譲住宅の建築に先行する事前調査として、発掘調査をおこなった。

1) 層 位

第Ⅲ調査区における層位は、基本的には第Ⅰ調査区や第Ⅱ調査区のそれと殆んど変わらないのであるが、ただ、黄灰色土層の下に、粘性の非常に強い灰色土層が一層はいりこむことが、他の調査区と異なる点である。すなわち第Ⅲ調

査区では、耕作土、床土、黄灰色土層、灰色土層そして礫混黄褐色粘質土層の順序で土層が形成されているのである。



挿図 4 第Ⅲ調査区層位断面図

そしてこのうちの黄灰色土層と灰色土層の二層は、それぞれ包含層であり、前者を第1包含層、後者を第2包含層と名づけた。第1包含層からは、それまで第Ⅰ調査区においても第Ⅱ調査区においても、殆んどみいだすことのできなかった瓦類が出土した。またその他に、棒状両孔式の土甕や大型土甕、断面三角形の高台の貼りついた瓦器塊底部、青磁片、瓦質鉢、土師小皿、弥生式土器片など、多数の遺物が出土している（図版第十一上）。一方、その下の第2包含層からは、瓦器小皿、瓦器塊、瓦質羽釜、須恵器甕、鉄鏝などの遺物を出土した（図版第十一下）。遺構面は二枚あるが、最終遺構面が確認されるのは、この第2包含層を除去したあとにあらわれる、礫混黄褐色粘質土層上面においてである。

2) 遺 構

第Ⅲ調査区において確認された遺構は、主に溝状遺構である。

チ) 溝 状 遺 構

第Ⅲ調査区における溝状遺構としては、先ず第2包含層である灰色粘質土層上面からほりこんだ溝状遺構（第1遺構面・図版第十四）と、その下の礫混黄褐色粘質土層上面からきりこんだ溝状遺構（第2遺構面・図版第八）の二面がある。

前者の溝は、幅20～30cm前後のものが多く、18条ほどの溝がほぼ平行に走っている。軸も第Ⅰ調査区の中世境界溝と殆んど同一であり、時期的にはほぼ重なる時期のものと考えてよいと思う。機能もしくは性格は、ウネあとのようなものであろう。

後者の溝は、東南方向から西北方向へと流れていく、幅20cm、深さ8～14cm

程度の溝であるが、第1遺構面の溝状遺構に、ほぼ直交するかたちで走っている。出土遺物としては、若干の瓦器片と須恵器片が見いだされたのみであるが、この第2遺構面の溝状遺構は、第1遺構面のそれとは異なって、性格的及び機能的には、境界溝的役割をも果しうる灌漑水路として把えるのが妥当であろうかと考えている。時期については、第1遺構面の時期よりは相対的にややさかのぼる、中世の溝というにとどめておく。

3) 遺物(図版第十五)

第Ⅲ調査区で出土した遺物は、ほとんど包含層からの遺物であったと言ってもよいのであるが、第1包含層および第2包含層から出土した遺物は、図版第十一の中で紹介したとおりである。若干、拓影図によって説明を補いたいと思うが、図版第十五の中で、14、15が第1包含層出土遺物、16が第2包含層出土遺物である。

14は、瓦当であるが、全体に摩耗がすすんでいて文様を判別しがたい。そして拓影図でみる限り、複弁蓮華文の軒丸瓦のようである。色調は灰色を呈しており、胎土には1~2mmくらいの大さきの白色砂粒を含んでいる。藤原時代の瓦とみてよいと思われる。

15は、縄目の平瓦である。赤黄灰色をしており、1~2mmの大さきの白色砂粒の他に赤色粒をかんでいる。布目痕は摩耗していて、よくみえない。

16は、須恵器甕の破片である。外面には格子タタキ、内面には同心円文タタキがみられる。色調は淡灰色をしており、焼成はきわめて堅緻である。

4) 小 結

第Ⅲ調査区の調査の結果判明したことは、検出された数条の溝状遺構が示すように、中世の時期にこの地域は、田圃等の生産空間(耕作地)として活用されていたという事実である。数条の小溝は、検出遺構としてはとかく瑣末に扱われ易いが、しかし、それによってこの地が明確に一般的耕作地遺構として把握できるのであれば、そのことは同時に、この地が神光寺跡の範囲から外れているという、別の観点からの背理法的証拠を教示するという意味において、重要な証言を行っていることに注意を喚起しておきたい。

第4章 ま と め

以上、昭和55年度に調査された、神光寺跡に関する三つの調査区の報告をおこなってきた。最後に、要点と課題をまとめておきたい。

今回の調査で先ず明らかになったことは、泉南地区において、弥生時代中期に属する方形周溝墓が、あらたに一基、追認されたということである。方形周溝墓自体は、決して特殊なお墓ではなく、むしろ汎日本的な墳墓で、分布も宮城県今熊野遺跡から宮崎県年見川遺跡まで、広範囲にわたって知られているが、泉州では、堺市の四ツ池遺跡、鈴の宮遺跡、菱木下遺跡、和泉市の池上遺跡、泉大津市の七の坪遺跡などがよく知られている。神光寺跡における方形周溝墓の発見は、むしろ今回の発見が阪南町下では初めてのことであるが、この周溝墓の確認によって、人々の石田への定着が少なくとも弥生時代中期には既にはじまっていたことが明らかとなったわけである。今後は、近接区における他の周溝墓の確認のほか、竪穴住居址などの居住空間、また水田址などの生産空間の追究が、ひとつの課題となるかと思われる。

古墳時代の遺構は、今回の調査では確認されなかったが、包含層から多量の土師器や須恵器、鏡型土製品や鉄鏃といった古墳時代の遺物が出土するので、これらのことから、近隣に古墳時代の集落跡や古墳そのもの、或いは祭祀遺構が存在した可能性も考えなければならない。また、鉄製品が出土遺物の中にいくらか見受けられるが、とりわけ当地は、日本書紀垂仁紀三十九年条にみえる製鉄集団川上部の活躍した土地でもあるので、川上部そのものと製鉄伝承との関わりなども今後究明していく必要がある。

中世の遺構に関しては、今回は境界溝やウネ跡が見いだされたのみで、直接、神光寺跡に関わるような遺構、遺物は検出されるに至らなかった。成程、包含層から出土した遺物の中には、瓦類が含まれてはいるが、時期はいずれも平安時代もしくは藤原時代に属するもので、移建後の神光寺跡とは年代的に合致しない。或いは、「大阪府文化財分布図」の地名表が述べるところの、石田出土の平安時代の縄目瓦というのも、今回の調査で出土した瓦と近似した遺物であるのかもしれないが、しかし、これらの瓦類は、移建後の神光寺跡の所在地を、直接的に裏づける物的証拠にはなりがたく思われる。いずれにせよ、今回

の調査の結果、①南北朝末期以降の瓦類をこの地で全く採集できなかったこと、②もし、仮に今回の調査区を寺域の中とすれば、瓦の出土量があまりにも僅少すぎることに、そして、③出土した平安時代の瓦に、二次的に炎を受けた痕跡がなく、もともと桑畑に所在していた旧神光寺からの、瓦類の移動や再使用の可能性を考えたいことなどを総合して、移建後の神光寺は、今回の調査区外のところに所在している筈であり、また仮に、調査区の周辺で、出土瓦が示唆するような平安時代の寺院址が今後発見されるとしても、それは神光寺跡でなく、他の寺院址であるにちがいないとの理解に到達しつつあるのである。私見によれば、神光寺跡は、なにも蓮池の傍にある必要はなく、「波太宮八幡宮由来由記」の中の「永徳年中波太八幡宮罹兵火破滅…撰勝地於南山下、改為社合祭波太八幡両神…」なる記載による限り、現在の波太神社の社地およびその近接地にあって然るべきであると考えられる。

ともかくも、移建後の神光寺跡の所在地の確定は、今後とも綿密な調査を継続しつつ、その過程の中で、寺域である部分とそうでない部分とを、一区画一区画モザイク的に完成させていく、またそうすることによって初めて達成できる、丹念な芸術活動の一分野にも似ているように、わたくしには思われる。

最後に、調査によって明らかにされた遺構は、すべて盛土によって保存されていることを付言して、稿をここで終えることとする。 (完)

圖

版

図版第一 神光寺跡と周辺遺跡



図版第二 昭和55年度調査区位置図





全景 西南方向より



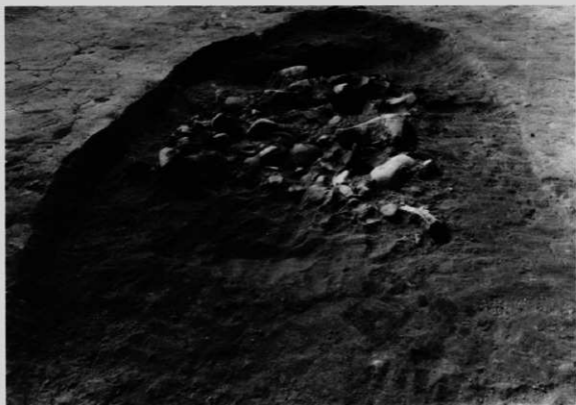
境界石列・溝状遺構ほか



周溝墓 東北方向より



周溝 東南方向より



東南方向より



西北方向より



東北方向より



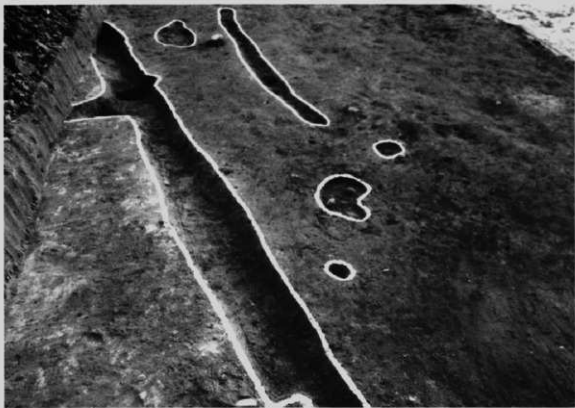
西南方向より



北方向より



北方向より



第2遺構面 溝状遺構 西北方向より



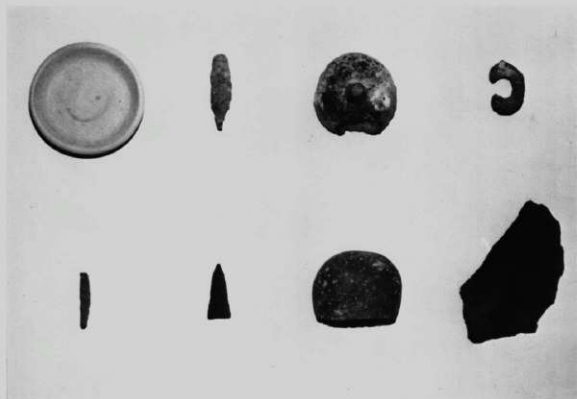
同上 東北方向より



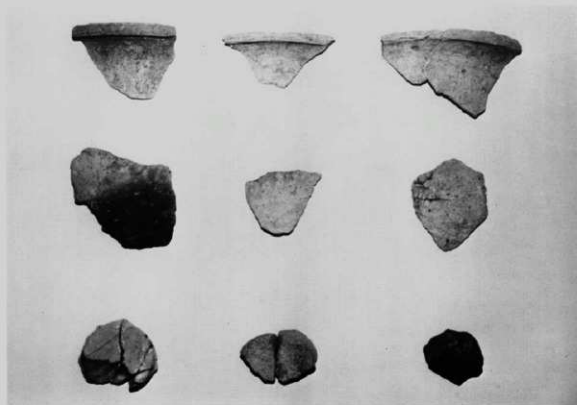
包含層遺物



周溝内遺物



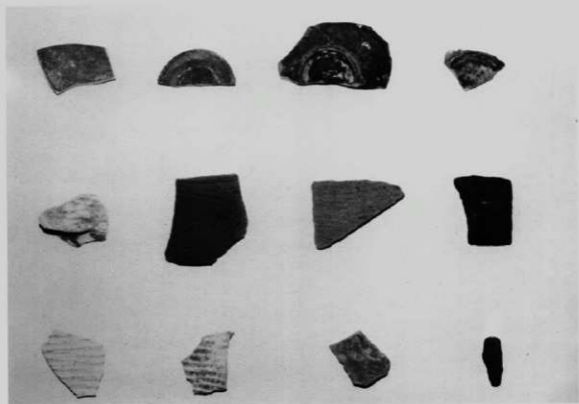
包含層遺物



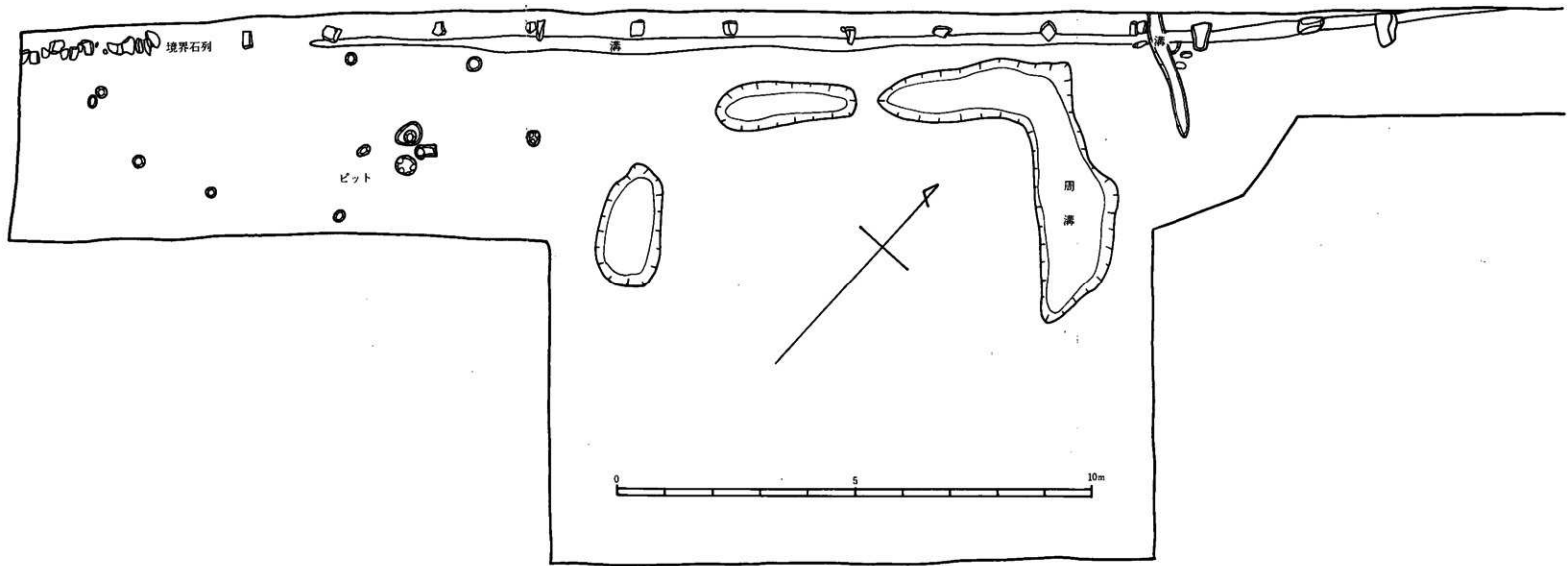
土壌内遺物

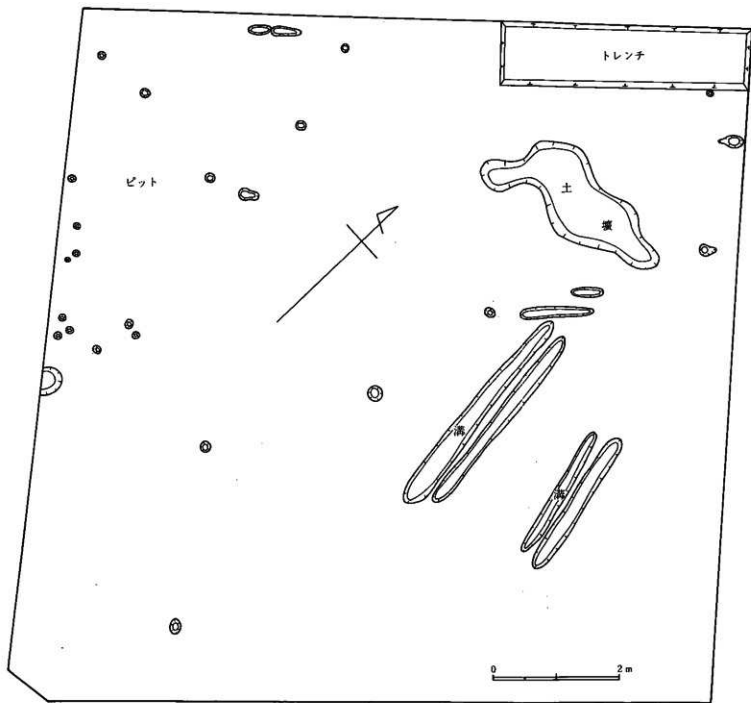


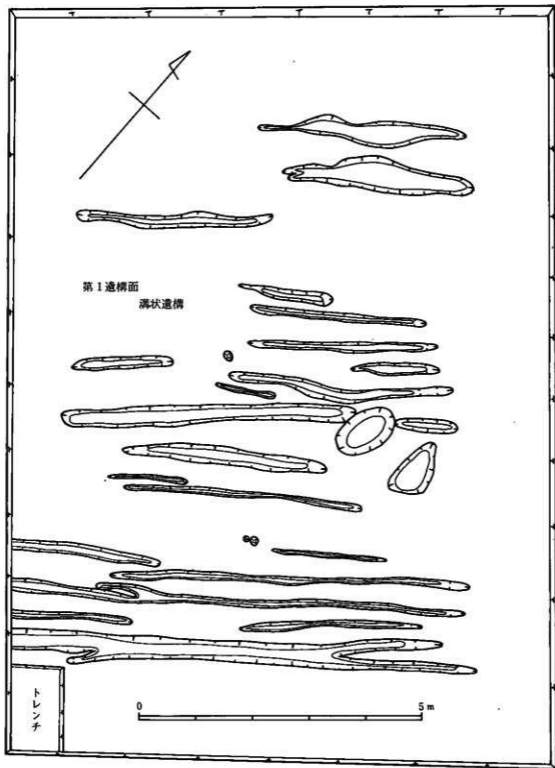
第1包含層遺物

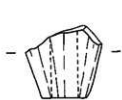


第2包含層遺物

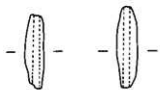








1



2



3



4



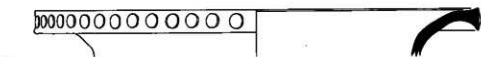
5



7



6



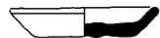
8



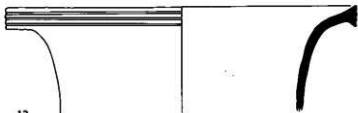
9



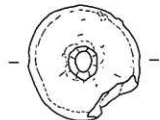
10



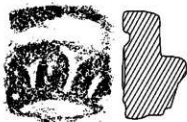
11



13



12



14



15



16



阪南町埋藏文化財発掘調査報告Ⅱ
神光寺跡発掘調査報告書
——大阪府泉南郡阪南町石田所在——

昭和57年3月31日発行

発行者 阪南町教育委員会社会教育課
大阪府泉南郡阪南町尾崎町35-1
印刷者 株式会社 中島弘文堂印刷所
大阪市東成区深江南2丁目6番8号